

施設更新等調査特別委員会設置要綱（案）

- 1 名 称 施設更新等調査特別委員会とする。
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び目黒区議会委員会条例第4条による。
- 3 調査事項
 - （1）区有施設更新とマネジメントに関する調査
 - （2）目黒区民センターの見直しに関する調査
 - （3）公有地の活用に関する調査
- 4 委員会の組織 委員は9名として、委員長及び副委員長1名を置く。
- 5 調査期間 1年間とし、閉会中も継続調査する。